

Clip!

パブリックコメントを実施します！

問合せ先：記事内をご覧ください

市では、次の2つの案件についてパブリックコメントを実施します。皆さまからのご意見を待ちしています。

1 都留市スポーツ推進計画(素案)

国が策定した「スポーツ基本計画」を参酌して、各地域におけるスポーツの実情に即した基本計画を定めるよう努めることとされています。市では、既に策定している都留市スポーツ振興基本計画が平成27年度に最終年を迎えることから、今後の都留市におけるスポーツの実情に即した基本的な施策と推進の指針となる「都留市スポーツ推進計画」を策定します。

【募集期間】

2月1日(月)～2月22日(月)

【問合せ先及び意見等の提出先】

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

■直接提出 生涯学習課

■郵送 〒402-8501

(住所不要)都留市教育委員会
生涯学習課行

■FAX (45)5005

※送付書を添付してください

■Eメール syougaiakusyunu

@city.isurui.g.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入がない場合は受付できません。

【公開する施策の入手方法】

■市ホームページ

■閲覧場所

月～金曜日(祝日は除く)

・市役所(生涯学習課、総務課)

法制広報担当

・いきいきプラザ都留

・各地域コミュニティセンター

※閲覧時間は17時15分まで

火～日曜日、祝日(月曜日が祝日

の場合は、翌日の火曜日を除く)

・市立図書館

※閲覧時間は火～木曜日は19時

まで、その他は17時15分まで

2 都留市公共施設等総合管理計画(素案)

平成27年3月に策定した都留市公共施設白書において、将来の公共施設の改修、建て替えに係る費用の推計を行い、施設ごとの利用、運営、老朽化などの状況を把握した結果、公共施設におけるさまざまな課題が示されています。

これらの課題を克服するため、財政負担の平準化と公共施設などの最適配置を目指す、公共施設などの総合的かつ計画的な管理の推進に資するための

【募集期間】

2月8日(月)～2月29日(月)

【問合せ先及び意見等の提出先】

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

■直接提出 企画課

■郵送 〒402-8501

(住所不要)都留市役所企画課行

■FAX (45)5005

※送付書を添付してください

■Eメール

kkakui@city.isurui.g.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先は必ず記入してください。記入がない場合は受付できません。

■公開する施策の入手方法

■市ホームページ

■閲覧場所

月～金曜日(祝日は除く)

・市役所(企画課、総務課 法制

広報担当)

・いきいきプラザ都留

・各地域コミュニティセンター

※閲覧時間は17時15分まで

火～日曜日、祝日(月曜日が祝日

の場合は、翌日の火曜日を除く)

・市立図書館

※閲覧時間は火～木曜日は19時

まで、その他は17時15分まで

問合せ先：長寿介護課

地域包括支援センター ☎(46)5114

Clip!

介護交流会を開催します

介護をしている家族等の皆さまが、お互いに悩みを相談したり、情報交換、リフレッシュする場として「介護者交流会」を開催いたします。どうぞお気軽にご参加ください。

日時 3月4日(金)

10時～12時

場所 いきいきプラザ都留

2階 機能訓練室

対象者 現在介護を行っている人(介護認定の有無にかかわらず)、介護経験者、介護従事者及びボランティア

内容

◆介護のリフレッシュ

講師 日本ミュージックケア協会

ケアワーカー 重原真澄氏

◆懇談会

参加費 無料

希望者のみ終了後に昼食会を行います。(12時～13時30分)

食事は自己負担600円

2月29日(月)までにお申し込みください。

申込・問合せ

地域包括支援センター

Clip! 所得税・住民税の申告期間は、2/16(火)～3/15(火)です!

問合せ：税務課
大月税務署 ☎(22)3151

■申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期日	申告会場及び相談時間
全地区	市内全域(指定日に申告できない方)	2月16日(火)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
		2月17日(水)	
盛里	盛里地区	2月18日(木)	盛里公民館 (9時30分～16時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗 下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	2月19日(金)	宝公民館 (9時30分～16時)
		2月22日(月)	
禾生	田野倉・大原・田野倉団地 四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・カワノ井倉 古川渡・小形山・川茂	2月23日(火)	禾生地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月24日(水)	
		2月25日(木)	
東桂	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩 桂町・境 鹿留(宮下・沖・古渡)	2月26日(金)	東桂地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
		2月29日(月)	
		3月1日(火)	
下谷・三吉	下谷1～4丁目・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3月2日(水)	いきいきプラザ都留 2階機能訓練室 (9時30分～16時)
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3月3日(木)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
田原・上谷	田原1～4丁目・上谷	3月4日(金)	
上谷	上谷1～6丁目	3月7日(月)	
中央・つる	中央1～4丁目・つる1～2丁目	3月8日(火)	
つる・羽根子	つる3～5丁目・羽根子	3月9日(水)	
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	3月10日(木)	
		3月11日(金)	
		3月14日(月)	
		3月15日(火)	

※確定申告期間中は土曜日・日曜日を除き、8時30分から17時15分まで、市役所税務課で相談を受け付けます。
地区指定日にご都合のつかない方はご利用ください。

申告に必要なもの

- 印鑑
- 平成27年中の収入のわかるもの
- 給与・源泉徴収票(原本)または給与明細書
- 年金↓公的年金などの源泉徴収票
- 事業・不動産所得↓収支内訳書
- 雑所得、一時所得、配当所得、譲渡所得などは、その所得を算出するための書類(詳細は税務署にお問い合わせください。)
- 控除に必要な書類
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書など
- 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの支払証明書
- 医療費控除(実費で年間10万円以上か所得金額の5%以上の医療費の支払いがある場合)の適用を受ける場合は、医療費の領収書集計表、保険金などで補填された金額がわかるもの
- 障害者控除の適用を受ける場合は、障害者手帳、療育手帳または障害者控除対象者認定証
- 勤労学生控除の適用を受ける場合は、学生証など
- 寄附金控除の適用を受ける場合は、寄附金の受領書など
- 住宅ローン控除の適用を受ける場合は、その必要書類(詳細は税務署にお問い合わせください。)なお、給与所得者は2年目以降、年末調整で控除を適用できます。

■所得税の還付申告の場合は、ご本人名義の預金口座のわかるもの
収入がない方、収入が障害者年金または遺族年金のみの方、市外在住者の税法上の被扶養者の方は申告が必要です。この場合、電話で申告を受け付けてみます。
※国民健康保険や後期高齢者医療制度保険の加入者は、所得の状況により保険料(料)の軽減を受けることができますが、申告がない場合、軽減を受けることができません。また、介護保険も高い所得段階の保険料となります。

申告を要しない方

■年末調整が行われた給与所得者で、市に給与支払報告書の提出があり、他に収入がない方(勤め先が1カ所である場合に限り)です。
■公的年金等の収入金額が400万円以下で、市に公的年金等支払報告書の提出があり、他に収入がない方(国外の年金を受給されている場合を除きます。)
※申告で各種控除を適用することで、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。また、個人住民税は控除適用後で計算されます。
■市内在住者の税法上の被扶養者

医療費控除の申告する方

■事前に、医療を受けた方ごと、医療機関ごとに領収書を集計し、明細書を作成して領収書と一緒に持ちください。(下表参照)
※交通費は、バス・電車などの公共交通機関を利用した際の支払金額が対象となります。
※かぜ薬の購入費は対象となりますが、ビタミン剤などは対象となりません。
※人間ドックなどの健康診断の費用は原則、対象となりません。
※インフルエンザ・肺炎などの予防接種の費用は対象となりません。

寄附金控除について

国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し「特定寄附金」を支出した場合、寄附金の受領書を添付して、所得税の確定申告を行うことで控除が適用されます。
また、下記の寄附金は個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。(申告が必要です。)

税務署からのお知らせ

■申告書作成会場の開設日程
2月16日(火)～3月31日(木)
※土、日及び祝日は除きます。
会場 大月税務署3階
時間 受付 8時30分～
(提出は17時まで)

納税について

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納付のお知らせはありませぬ。申告により納付すべき税金は、納付期限(＝申告期限)までに納付書により、最寄りの金融機関の窓口もしくは税務署窓口で納税をお願いします。
※納付書は、税務署及び金融機関にご用意してあります。なお金融機関に納付書がない場合には、所轄税務署にご連絡ください。

納税は振替納税で

所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、振替納税が大変便利で確実です。
・納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
・金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です

・一度手続きをすれば継続して利用できます(転居などにより所轄の税務署が変更となった場合には新たに手続きが必要です)振替納税を希望する場合には、申告書の提出期限までに、所轄税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。
振替日
所得税及び復興特別所得税：4月20日(水)
消費税及び地方消費税：4月25日(月)

■になっている方
※年金・福祉・公営住宅・教育などの申請のために、申告が必要になる場合があります。

◆医療費控除の領収書の集計方法と明細書の作成例

医療を受けた方	続柄	病院・薬局などの名称	医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
都留 花子	妻	交通費 (420円×2(往復)×15日)	12,600円	
		〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合計			176,250円	23,000円

- ① 都道府県・市区町村に対する寄附金(※ふるさと納税)
 - ② 住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
 - ③ 特定寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金
- ※①の寄附金(ふるさと納税)については、「寄附金税額控除に係る特例申請書」(ワンストップ特例申請書)提出済みで、特例に該当する場合は申告不要です。

※振替日にご指定の預貯金口座から納税額を引き落とししますので、事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
■年金受給者の方の確定申告不要制度について(国外の年金を除く)
公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出することを要しません。(確定申告書の提出を要しない場合でも、住民税の申告は必要です)
※この場合でも、所得税及び復興特別所得の還付を受けるための申告書を提出することができます。
■手書きで申告書を作成されている方へ
申告書は、国税庁ホームページで作成できます!
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。
平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は印刷して所轄税務署に郵送などにより提出してください。また、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、ホームページをご覧ください。
■所得が給与・公的年金のみの方は必見
給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、ぜひご利用ください。

Clip!

第18回都留市男女共同参画推進フェスティバル



講師 河原 清氏
(日本政策金融公庫 甲府支店長)

なぜ今、女性の力が **必要なのか?**
人口減少・少子高齢化の進行という課題を克服するため、長時間労働の是正などを通じて、男性が育児・家事などに関わる時間を増やすことや、多様な働き方の導入による女性の活躍推進など、男女がともに自由な選択ができる職場環境の整備が求められています。

今回のフェスティバルは、男女がともに働きやすい職場環境づくりを行う必要性や、具体的な取組事例による成果や課題などを紹介することにより、事業主や市内で働く方、地域の方たちとともに学び合う機会とすることを目的に開催します。

日時 2月16日(火)
13時30分～15時30分(受付13時)

場所 ぴゅあ富士 大研修室
※入場無料・申込不要

内容
講演「なぜ今、女性の力が必要なのか ～女性の力で、大きな未来へ～」

問合せ
地域環境課 地域振興担当
※託児に関してはぴゅあ富士まで
☎45-1666



こんな思いをお持ちの方はぜひご来場ください!
・最近ニュースでよく耳にする「女性の活躍」とはどんなことなのか知りたい
・男女問わず、働きやすい職場づくりのためにできることを聞きたい
・普段の生活において、チャレンジしてみたいことがある

カジダン・イクメン写真展
の作品を上映します。

家事をこなす男性の姿や、お子様とのふれあいを収めた素敵な思い出の写真を上映します。

Clip!

社会福祉士(嘱託職員)の募集

問合せ先：総務課 職員担当

募集人員 1名

応募資格
日本国籍を有し、次の条件のすべてを満たす方
①社会福祉士の資格を有する方(平成28年3月取得見込みを含む)
②普通自動車免許を有し、日常的に運転されている方
③パソコンで文書作成可能な方
④地方公務員法第16条(※下記参照)の欠格条項に該当しない方

勤務条件
勤務場所 いきいきプラザ都留市内
長寿介護課
勤務時間 月～金曜日 9時～17時15分

業務内容 老人福祉、介護保険に関する相談・支援業務、権利擁護に関する業務など

雇用期間
平成28年4月1日～平成29年3月31日
賃金 180,000円～200,000円
(年齢・経験などを考慮して決定させていただきます。)
※通勤に伴う費用は、通勤距離2km以上で規程に基づき支給します。社会保険料など、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。年次有給休暇有り。

申込手続き及び受付期間
2月22日(月)までに「履歴書(写真添付)」、「資格証明書の写し」、「納税状況調査に関する同意書」を総務課職員担当へご提出ください。

※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載されています。(インターネットを使用できない方は、総務課職員担当までお越しください。)

選考方法
書類選考(一次選考)と面接選考(二次選考)を実施します。面接選考は、書類選考で選考された方を対象に実施します。

※地方公務員法第16条(欠格条項)
1 成年被後見人又は被後見人
2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

Clip!

年に1回「特定健診」を受診しましょう!

問合せ先：市民課 保険年金担当 健康子育て課 健康づくり担当

特定健診は、「メタボリックシンドロームに該当するかどうか」や、「心筋梗塞・脳卒中などの血管病を引き起こす危険因子がないか」を調べるための健診です。

本市では、生活習慣病の発病や重症化を予防するため、毎年6月と10月にいきいきプラザ都留にて特定健診を実施しています。

生活習慣病は体型だけでは判断できません。自覚症状がないことも多いため、毎年必ず特定健診を受け、あなたの健康を守りましょう。

対象者
特定健診の対象者は40歳以上74歳以下の国民健康保険や被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被保険者と被扶養者の全員が対象です。

内容
基本的健診(必須項目)
○身体計測や血圧測定など
○中性脂肪など脂質を調べる検査
○血糖など代謝系を調べる検査
○肝機能を調べる検査
○尿・腎機能を調べる検査

詳細な健診
(医師が必要と判断した方)
○赤血球数など貧血を調べる検査
○心電図検査や眼底検査



Clip!

介護保険認定調査員(嘱託職員)の募集

問合せ先：長寿介護課 介護保険担当

募集人員 1名

応募資格
日本国籍を有し、次の条件のすべてを満たす方
①平成21年4月以降に介護認定調査員研修を受講済みの方
②介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士または介護福祉士のいずれかの資格を有する方(平成28年3月取得見込みを含む)
③普通自動車免許を有し、日常的に運転されている方
④パソコンで文書作成可能な方
⑤地方公務員法第16条(※上記参照)の欠格条項に該当しない方

勤務条件
勤務場所 いきいきプラザ都留市内
長寿介護課
勤務時間 月～金曜日 9時～17時15分

業務内容 要介護認定のための調査業務、調査票確認業務、相談業務など

雇用期間
平成28年4月1日～平成29年3月31日
賃金 187,500円
※通勤に伴う費用は、通勤距離2km以上で規程に基づき支給します。社会保険料など、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。年次有給休暇有り。



申込手続き及び受付期間
2月22日(月)までに「履歴書(写真添付)」、「資格証明書の写し」、「納税状況調査に関する同意書」を長寿介護課介護保険担当へご提出ください。(郵送可)

※履歴書などの様式は、市ホームページに掲載されています。(インターネットを利用できない方は、長寿介護課介護保険担当までお越しください。)

選考方法
書類選考(一次選考)と面接選考(二次選考)を実施します。面接選考は、書類選考で選考された方を対象に実施します。



今月の「ふれあい・子育てサロン」

2月のリフレッシュ（託児）サロン、親子一緒にのサロンはお休みです。次回は3月の開催となります。

リフレッシュ（託児）サロン

日時 3月7日（月）10時～
場所 いきいきプラザ都留2階
費用 300円

親子一緒にのサロン

日時 3月14日（月）10時～
場所 いきいきプラザ都留2階
費用 200円

申込・問合せ 市社会福祉協議会
☎(46)5115

※開催日の2週間前から受付けます

よみかせボランティア

「ひびきの会」の読み聞かせ

日時 2月13日（土）14時～
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 みんなが選んだ絵本や紙芝居を読みます。

こぐまクラブの

「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 2月19日（金）10時30分～
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

こぶたの会の「ワクワク」おはなし会

日時 2月27日（土）14時～
場所 市立図書館おはなしコーナー
内容 ひなまつりのおはなしや手あそびをします。

産後ママのシェイプアップヨガ

産後に歪みや正しい骨盤や姿勢をヨガでシェイプアップしましょう！

日時 2月24日（水）10時30分～
場所 まちづくり交流センター
一階和室

対象 乳幼児のママ（お子さま連れでもOK、ただし託児はありません。）
参加費 300円

持ち物 お子様連れの場合はお出かけグッズ

問合せ サークルバンビィ 友野
☎090(7710)2389

お外で遊ぶ親子の会

「はねこっぴ」

どんな天気の日でも、各地からきた親子が集まり外で遊んでいます。

自然の中で何をすればいいかわからない方、語り合える仲間が欲しい方、妊婦さん、一緒に歩きましょう！

活動日 毎週木曜日

9時40分～昼食過ぎまで

場所 羽根子地区

問合せ 梅崎奈津子

☎070(5364)5835

Eメール

hanekokko.tsuru@gmail.com

親子で遊ぼう！

「宝の山プレーパーク」

毎週水曜 10時～14時（出入り自由）

森で、自由にのびのび遊ぼう。

森で過ごしたい大人も大歓迎！

雨でも雪でも開催します。

①森のおやこじかん

毎月第一水曜日

『第2回森のりさいくるひろば』

日時 3月2日（水）10時30分～13時

もう使わないけど、まだ使えるママニティ用品・ベビー用品を持ち寄って、交換しませんか？

（譲る・もらうのみの参加も可）妊婦さん大歓迎♪

※マイバッグの持参をお願いします。

②森さんぽ

毎月第三水曜日

日時 2月17日（水）10時30分～

移り変わる自然を感じたり、生き物のはかなさを感じたり、子どもの成長を感じたり。森と人をつなぐ『ばんちよ』が案内してくれます。

各開催共通事項

参加費 無料

申込 不要

持ち物 汚れてもいい服装、軍手、飲み物、お昼の主食、みそ汁の具、お味噌、マイ食器、着替え、雨具など必要なもの

場所 宝の山ふれあいの里ネイチャーセンター

※当日お手伝いしてくれるスタッフも募集しています

問合せ 宝の山プレーパーク 岩田

☎090(2682)4965

ブログもご覧ください！

「宝の山プレーパーク」で検索

URL: <http://takarapurepa.blog.fc2.com/>